

○社会福祉法人相模原市社会福祉事業団評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成29年5月25日 制定)

改正 平成30年 3月29日 平成31年 3月28日
令和 3年 3月17日 令和 5年 6月19日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関する事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 評議員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤の役員（常務理事をいう。以下同じ。）については、月額報酬を支給する。
- (2) 非常勤の役員（評議員及び常務理事以外の役員をいう。以下同じ。）については、その役職の業務に応じた日額報酬を支給する。

2 評議員等のうち、事業団の職員並びに相模原市の常勤特別職及び一般職にある者には報酬を支給しない。

3 評議員等のうち、公益法人等の役員又は職員であって、当該公益法人等から申し出があった場合には、当該評議員等に報酬を支給しないことができるものとする。

(評議員等の報酬の額)

第3条 評議員等の報酬については、次のとおりとする。

- (1) 常勤の役員の報酬については、一人当たり年額462万円を上限とし、支給する金額は、理事会で決定する。
- (2) 非常勤の役員の報酬については、別表第1に定める額とする。

2 常務理事には、通勤手当を支給し、その額は、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団職員給与、退職手当規程第10条の規定の例による。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬の支給時期は、毎月20日とする。ただし、その日が、土曜日、日曜日、国民の祝日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日又は日曜日若しくは休日でない日とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、当該会議等に出席等をした日の翌月末日までに支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第7条 評議員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費支給規程に基づき支給する職員の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(公表)

第8条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、定時評議委員会の議決の日（平成29年6月15日）から施行する。

(社会福祉法人相模原市社会福祉事業団役員の報酬等支給規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団役員の報酬等支給規程（平成6年4月20日制定）は、廃止する。

(社会福祉法人相模原市社会福祉事業団非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給規則の一部改正)

3 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給規則（平成6年4月20日制定）の一部を次のように改正する。

別表（第3条の表）評議員の項を削る。

附 則（平成30年3月29日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月19日）

この規程は、令和5年6月19日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 役職名 | 報酬の額 |
|-----|------------|
| 評議員 | 日額 12,600円 |
| 理事長 | 日額 15,000円 |
| 理事 | 日額 12,600円 |
| 監事 | 日額 12,600円 |